岩手県議会議員

がんばってます！

佐々木順一

佐々木順一のプロフィール	
氏　　名	佐々木　順一
ふりがな	ささき　じゅんいち
生年月日	昭和２７年１月２９日
最終学歴	東北学院大学法学部（昭和４９年３月卒）
主な役職	昭和 49 年　4月　自由民主党岩手県支部連合会職員 平成　5 年　9月　衆議院議員小沢一郎秘書 平成　7 年　5月　岩手県知事増田寛也政務秘書
主な議会歴	平成 11 年　4月　岩手県議会議員初当選、以来連続６期 平成 11 年　7月　岩手県議会経済対策特別委員会副委員長 平成 13 年　6月　岩手県議会議会運営委員会副委員長 平成 17 年　3月　岩手県議会予算特別委員会委員長 平成 17 年　6月　岩手県議会総務委員会委員長 平成 23 年　4月　岩手県議会災害対策特別委員会委員長 平成 27 年　9月　岩手県議会東日本大震災津波復興特別委員会委員長 平成 29 年　9月　岩手県議会議長
主な党役職歴	平成 19 年　民主党岩手県総支部連合会幹事長 平成 24 年　国民の生活が第一岩手県総支部連合会幹事長 平成 25 年　生活の党岩手県総支部連合会幹事長 平成 28 年　自由党岩手県総支部連合会幹事長
現　在	岩手県議会議員定数等検討会議座長（令和２年３月 24 日選任） 立憲民主党岩手県総支部連合会幹事長（令和２年10月11日選任）
資格など	平成 31 年　1月　　防災士資格取得

６月定例会 一問一答方式で一般質問を行いました。

コロナ対策、凍霜災害 公文書管理条例などで 前向き答弁を引き出しました。

●佐々木順一事務所
（後援会事務所）
〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡 4-103-4
TEL･FAX 0198-45-5924　URL http://www.sasaki-junichi.jp

6月定例会県議会は（会期＝6月22日～7月6日の15日間）の日程で開かれましたが、6月28日に行われた一般質問初日に今任期2回目の一般質問を行いました。昨年の一般質問は6月29日でしたのでちょうど1年ぶりの登壇となりました。質問の大項目は①新型コロナウィルス感染症対策について、②農作物の凍霜災害について、③デジタル化の推進について、④公文書管理条例の制定について、⑤東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水について、⑥ILCについて、の六項目ですが、議論を掘り下げるため、前回に引き続き今回も一問一答方式で臨み、質問回数は27項目にわたりました。私の質問に対し県当局からは、例えば、①については、新型コロナウィルスワクチン接種については今年11月末までに完了させることを目指すこと、②については、人工授粉や必要な花粉の確保など来年度の安定した生産に必要な支援を検討していること、③については、来年6月定例県議会への提案を目指すことなど多くの前向きの答弁を引き出しました。今回の会報では、①、②、④についての質問と答弁について掲載させていただきましたのでご覧願います。なお、質問と答弁の全文については「岩手県議会」のホームページの中の「インターネット中継」にアクセスすると録画で見ることができますのでぜひアクセスしてみてください。

国の危機管理対応について

○佐々木順一議員

最初に、国の危機管理対応についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症による全国の死亡者数は1万4、000人を超えました。政治、行政にとって最大の任務は危機管理、すなわち災害、パンデミックなど有事から国民の生命、身体、財産を守ることに尽きます。

言うまでもなく危機管理の王道は、最悪の場合を想定しながら、複数のプランを用意し、そこに至らないよう着実に手を打ちながら、適時適切なメッセージを発信するなど人身の安定に努め、国民の理解と協力のもとに危機を克服することにあり、トップの見識によって危機管理の成否が決まると言っても言い過ぎではないと思います。

しかしながら、スピード感のない感染対策や経済対策、それから検疫体制など、穴のあいたバケツを超えるような、そもそもバケツの底がなかったような水際対策の甘さ、遅過ぎるワクチン確保、泥縄的で迷走ぎみの接種体制の進め方など、政府の危機管理は、有事という認識に欠け、平時の構えで目の前の事象に対応を強いるのが実態であります。

今回の新型コロナウイルス感染症対策における平時の心構えの典型的な例は、ワクチン接種の進め方に端的にあらわれております。日本のワクチン接種は、欧米から約2カ月おくれて始まりました。我が国では、日本人を対象に治験を行う仕組みになっており、昨年10月から2カ月かけて、わずか160人を対象に治験を行い、最終的に許可がおりたのは、こととし2月14日でありました。一方、海外では、既に6カ国において4万人の治験を済ませており、この中には、当然日系人も存在していたものと思われます。

ワクチンこそ収束に向けての切り札であるという認識は、危機管理に当たる者は当初から持っていたはずであり、有事対応措置として海外データなどの参照を踏まえた薬事承認手続の制度改正など所要の手続を速やかに行っておき、早期接種の開始に備えておくべきであったと思います。安全・安心の中で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えようとするなら、なおさらではないでしょうか。

制度改正を検討する時間は十分にあったはずであります。最近になって首相は、来年の通常国会においてこうした趣旨の法改正を目指すことを述べたと言われておりますが、今さらの感をほとんどの国民は覚えるものと思います。

このようなことから、1年以上に及び平時の構えで対応してきた政府の危機管理は失敗の連続であると言わざるを得ませんが、知事は、国のこれまでの危機管理対応についてどのように評価されているのか、御見解をお伺いいたします。

これ以降の質問については質問席で行いますので、御了承願います。

○達増拓也知事

佐々木順一議員の御質問にお答え申し上げます。

国の危機管理についてでありますが、国内のいわゆる第1波は、感染の波が高くならないうちに強い措置を講じ、新規感染者がほぼゼロになるまで収束させることができ、その間、岩手県の新規感染者はゼロが続いておりましたことから、このときの経験に鑑みて、新型コロナウイルス感染症対策においては、日本全体で新規感染者ほぼゼロを目標にすべきと考えます。

しかし、国内第1波は、ほぼゼロになるまで収束させたものの、東京都などの歓楽街で若者の陽性者の一部への対応がおくれたことが要因となり、第2波が形成され、第1波のピーク時より新規感染者数が高い水準にもかかわらず、緊急事態宣言が発令されないまま、大きな感染の波が形成されました。

この第2波以降は、感染の波を落とし切らないうちに対策を緩めたことにより、第4波の形成にまで至っています。

さらに、感染力の強い変異株への置きかわりが進んだことやワクチンの早期確保及び接種体制の構築の取り組みが十分でなかったこと等が重なり、多くの方々が感染され、また、亡くなられたことは、非常に残念に思っております。

○佐々木順一議員

かつて、人の命は地球よりも重い、こう述べた日本の国の内閣総理大臣がおりました。一方において、人の死は悲劇であるが、集団の死は単なる統計上の問題にすぎない、こう驚くべき発言をした、日本の人ではありませんが、戦争犯罪人もおりました。認識は人それぞれでありますけれども、有事のトップに当たる方々にとりましては、ぜひ危機管理の使命をしっかりと押さえた上で事に当たっていただきたい、このように求めたいと思っております。これは自戒を込めての話であります。

その上で、知事にお伺いいたします。本県において、新型コロナウイ

ルス感染症に罹患された方々のうち、6月27日時点で46名の方が亡くなっております。改めて、心から御冥福をお祈りいたしますとともに、医療従事者を初め関係者の献身的な御尽力に、心から敬意を表したいと思います。

ついては、知事として、本県における感染死者数46名という現実をどう受けとめておられるのか、心に期するものがあれば、その心情の一端を御披瀝願いたいと思います。

○達増拓也知事

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方が出たケースについては、その都度、担当部局から報告を受けてまいりましたが、そのたびに身につまされるような思いを感じてきたところであります。それぞれの公表の直後、死亡の事実についてツイッターで情報発信し、御冥福をお祈りする気持ちを添えてまいりました。

県といたしましては、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになることがないように、検査体制や医療体制のさらなる充実を図っていくとともに、市町村等と連携し、希望する県民の皆様の速やかなワクチン接種を進めてまいります。

あわせて、家庭や職場を含め全ての場において、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策を実践していただくことが重要であり、県民の皆様におかれても、改めて、お一人お一人が、これまで以上に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

ワクチン接種全般について

○佐々木順一議員

それでは、次はワクチン接種全般についてお伺いします。

ワクチン接種を希望されている65歳以上の高齢者は県内人口の何％か、7月中の完了は可能かどうか、改めて議会として確認をさせていただきます。

また、高齢者のワクチン接種を7月末までに終えるとなると、第1回目はおおむね7月上旬までに終えなければなりませんが、現時点で希望者全体に占める第1回目と2回目の接種率はどの程度になっているのか、お伺いいたします。

○野原勝保健福祉部長

高齢者への接種についてでありますが、6月20日現在で、市町村の65歳以上の高齢者のワクチン接種見込み者数を合計しますと35万6、000人余であり、令和2年10月1日現在の65歳以上人口の約88％となっております。

各市町村においては、医療従事者の確保といった課題もあるものの、計画を前倒ししながら接種を進めており、県においても、市町村の取り組みを支援するために、広域的な医療従事者の派遣や大規模集団接種を実施し、7月末の接種完了に向けて全力で取り組んでいるところであります。

6月26日時点の国のワクチン接種状況ダッシュボードによりますと、本県の接種見込み者全体に占める1回目接種者の接種率は55．2％、2回目接種者の接種率は22．6％となっております。

○佐々木順一議員

当初は、65歳以上の優先接種を終えれば、次は64歳から12歳までの基礎疾患を有する通院、入院の方、高齢者施設等の従事者などの優先接種を定めておりましたが、これらも一般接種と同時並行で進めることに方針変更し、対象年齢も12歳まで拡大しました。

本県では、基礎疾患を有する方は約7万6、000人程度と伺っております。基礎疾患を有する方あるいは高齢者施設等の従事者以外にも、保育士、教職員などの職種の優先枠を設けている基礎自治体もあると思いますが、少なくとも感染リスクが高い方々に対する優先接種は維持されるべきと思いますが、いかがでしょうか。特に、基礎疾患を有する方々については、できるだけ病歴などを把握している、かかりつけ医での接種を推奨すべきと思いますがどうでしょうか。

また、国はガイドラインを示しておりませんが、高齢者等の在宅接種については、医師などによる訪問接種は行われているのかどうか。ワクチン特有の取り扱いの難しさや経過観察の必要性などが求められることから、後回しにされる可能性がありますので、念のためお伺いいたします。

○野原勝保健福祉部長

感染リスクの高い方に対する接種についてでありますが、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、国において、医療提供体制の確保の必要性や重症化リスクの大きさなどを踏まえ、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、その他一般住民の接種順位が示されておりますが、県としては、引き続きリスクの高い方々への接種は早期に進められるべきものと考えております。

また、基礎疾患を有する方については、病状悪化や疾病の種類によって医学的判断を要する場合もあることから、ふだんから診療等を行い病状等を把握している、かかりつけ医に相談等を行い、接種することが望ましいと考えています。

在宅療養患者などの接種会場への移動が困難な方については、詳細なガイドラインは示されていないところでありますが、国の予防接種の手引によりますと、医療機関等が接種会場以外の場所において接種を行う、いわゆる巡回接種による接種を行うこととされており、本県においては、主に訪問診療を行っている医師による接種が進められているものと承知しております。

ワクチンの職域接種について

次に、職域の接種についてお伺いいたします。

国は10月から11月までに全ての希望者の接種を終わらせる方針ですが、これにとらわれず、ワクチン接種が最大の防御であることから、県民の集団免疫獲得に向け総力を挙げて加速させる必要があります。

現在の接種ルートは市町村ルート、そして滝沢市、奥州市江刺において行われております県事業ルートがありますが、これ以外に、いわゆる職域接種を企画されている企業、団体などは、本県ではどの程度あるのかお伺いいたします。

○野原勝保健福祉部長

職域接種についてでありますが、職域接種は、ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業や大学等において職域単位でワクチンの接種を行うものであることから、企業等が医療従事者等の必要な人員や接種場所の確保、ワクチンの保存、管理等をすることを実施要件としております。

岩手県においては、6月25日までに26の企業、団体等から申請があり、これによる接種予定人数は約4万8、000人となっております。

また、現時点で、そのうちの四つの企業、団体等が、国からの承認を受けております。

○佐々木順一議員

これもそうなのですが、大きな企業は、それはやることは可能だと思うのです。ただ、中小零細企業の方々は、やはりなかなか集団接種という恩恵にあずかることができないわけでありますので、この辺もいろいろな知恵を出していただいて、できるだけ公平性を保たなければならないと思いますので、この点を頭に置いて作業に取り組んでいただければと思います。

次に、ワクチン接種の完了時期等についてお伺いします。

ワクチン接種について、最終完了時期を本県ではどう見込んでいるのか、また、ファイザー製とモデルナ製の使い分けをどう定めているのか、そして、副反応などについて、どのようなものが、どの程度報告されているのか。あわせて、接種に関し、誹謗中傷、差別などの問題は起きていないのかどうかお伺いいたします。

○野原勝保健福祉部長

ワクチン接種の完了時期についてでありますが、接種の完了時期については、接種を希望する県民の皆様全員に対し、11月末までの完了を目指し、市町村等と連携し取り組んでまいります。

ワクチンの使い分けについては、両方のワクチンが混在しないよう、ファイザー製は市町村が実施する集団接種や個別接種において使用し、武田、モデルナ製は、県または市町村において実施する一定規模の集団接種及び職域接種において使用することとされております。

副反応については、全国での副反応疑い報告数は、6月13日時点で、ファイザー製にあっては1万3、671件の接種回数に対して0．006％、武田、モデルナ製については79件、同様に0．002％となっております。

主な副反応としては、注射した部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛などが報告されており、死亡、アナフィラキシーなどの事例については、専門家による因果関係の評価を行い、これを国の副反応検討部会において審議の上、公表されております。

ワクチン接種に係る誹謗中傷などについては、これまで、県においてもそうした相談は受けていないところではありますが、ワクチンは、あくまで御本人の意思に基づき接種を受けるものであることから、職場や周りの方への接種の強制や接種を受けていない方に差別的な扱いがなされることのないよう、国や市町村と連携し、差別等の防止に向けた注意喚起、啓発を行っていく考えであります。

ワクチン接種の加速化について

○佐々木順一議員

保健福祉部長にお伺いします。ワクチン接種は市町村が主体ですね。県は、恐らく後方支援というポジションだと思います。ただ、政府が今公表している接種率は、全国47都道府県と県単位なのです。ありがた迷惑だと言えばありがたい迷惑だと思いますが。どうせやるなら、本来は市町村ごとにやるべきだと思います。ただ、やる必要があるかどうかは別という問題はあります。やってどういう意味があるのか。単なる競争をあおるようなことであれば、これは問題だと思うのです。

政府にはぜひ、47都道府県の接種率の状況を公表するよりも、ワクチンのしっかりした確保と、それから市町村への提供、供給体制をしっかりやっていただく、私はこう思うのですが、部長の認識をお伺いしたいところでありますが、答弁がつらくなると思いますので、次の質問に入ります。

本県の65歳以上の接種対象者は約41万人、完了時期は7月末でありました。開始時期は4月12日でありますので、約3カ月半を要することになります。一方、一般接種の対象者は、12歳以上64歳までの総人口、これは約70万人、65歳以上の人口との比較でいきますと1.7倍に当たります。

これまでのペースで進めた場合、10月から11月に終わらせることは不可能ではないでしょうか。接種の加速化に向けて知恵を絞るべきと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

○達増拓也知事

高齢者向け接種に当たりましては、当初、ワクチンの配給が限られていたこと、同時期に医療従事者の接種を先行して行ったこと、限られた医療資源の中で地域の医療機関と十分な調整が必要であったこと等から、市町村における接種体制の構築に一定の時間を要したところでありますが、現在は、医療従事者の接種も完了し、市町村による高齢者接種も着実に進んでいると認識しております。

県では、各市町村が高齢者接種で培った経験を踏まえ、接種を希望する県民の皆様全員に対する11月末までの接種完了を目指し、一般接種を迅速に進められるよう支援していくとともに、接種の加速を図るため、県が実施する集団接種の継続及び拡充や医療機関による個別接種の促進等に取り組むこととし、本定例会において、補正予算案を追加提案する準備を鋭意進めているところでございます。

○佐々木順一議員

加速化に向けて今予算化の作業中ということでありました。提案をお待ちしたいと思っております。

次に、医療提供体制と検査体制について簡潔にお聞きいたします。

いわゆる英国株、アルファ株の感染力は従来株と比較し1．45倍、いわゆるインド株―デルタ株は1．8倍強と言われており、デルタ株の感染拡大が懸念されております。

県の医療体制は従来株を前提に計画されたものでありますが、ワクチン効果が期待されることになるとはいえ、見直す必要はないのかどうか。また、7月中旬にはデルタ株が国内の半数を超え、7月末には8割程度に達するという試算もあります。さらに、最近では、デルタプラス株も国内で確認されたという報道もあります。

環境保健センターのスクリーニング検査をデルタ株などにも対応可能となるよう整備すべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○野原勝保健福祉部長

まず、本県の医療体制についてでありますが、4月からの国内の第4波においては、議員御指摘のとおり、主にアルファ株により感染拡大が見られ、さらに、5月下旬から感染力がより高いとされるデルタ株も確認されているところであり、本県においても、今後の変異株の感染拡大に備えた医療体制の見直しが必要と認識しております。

このため、5月29日に岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会を開催し、必要な病床数の検討を行ったところでございます。

その見直しに当たっては、国の通知も踏まえ、1日の最大新規感染者数を過去最大の2倍となる86人、1日当たり最大療養数を過去最大の4倍の508人と想定したところであります。

これに対し、現行の病床等確保計画においては、病床350床及び宿泊療養施設300室、計650人分となっており、想定される最大療養数508人を上回っていることから、現在の計画で対応可能であることを確認したところでございます。

次に、変異株の検査体制についてでありますが、県環境保健研究センターにおいては、変異株のスクリーニング検査を2月から実施しており、民間検査機関においても5月から実施しているところであります。

環境保健研究センターにおける検査は、これまでアルファ株を含むN501Yの変異について実施してきたところでありますが、6月14日に、デルタ株を含むL452Rの変異について実施する体制を整備し、6月25日までに実施した51件のL452Rの検査については、全て不検出でありました。

凍霜害対策について

○佐々木順一議員

それでは、とりあえず新型コロナウイルス感染症の質問はこれで終わりたいと思います。

次に、凍霜害についてお伺いいたします。

4月に発生しました凍霜害、過日、私どもは同僚県議会議員、また国会議員とともに県北、県央、県南の3地域において被害の実態調査を実施し、被災農家をはじめ関係機関から、さまざまな貴重な御意見を聞き取ったところであります。

被害の状況は、リンゴのふじ、シナノゴールドなどの主力品種を初め、おうとう、和梨など果樹全般に深刻な被害が及んでおり、園地にもよりますが、品質低下は否めず、厳しいところでは収量が2割程度しか期待できないところもありました。

これに追い打ちをかけたのが、6月のひょうによる被害であります。これまで被災農家は、摘花や農薬散布あるいは樹勢のコントロール作業を行うなど、被害の最小化に努めてきたところでありますが、大幅な収入減は避けられず、被災農家の皆さ

果実表面の傷とへこみ、6月のひょう被害によるもの。
品種は本県オリジナル品種きおう（令和3年9月下旬撮影、花巻市石鳥谷町）

11月末接種完了目指す

県議会一般質問 補正予算追加提案へ

県議会6月定例会は28日、本会議を再開し、一般質問に佐々木順一（希望いわて）、千葉伝（自民党）、名須川晋（希望）の3氏が登壇し県政課題をただした。新型コロナウイルスのワクチン接種について、県は12～64歳を含め11月末までに県内の接種完了を目指すことを明らかにした。さらに県内の接種を加速させるため、県が実施する集団接種の対象拡大や期間延長などを視野に、追加の補正予算案を今定例会に提出する方針を示した。

佐々木氏が12～64歳のワクチン接種対応について取り上げた。

県によると、県内の高齢者ワクチン接種状況は27日現在、対象者40万6276人のうち、1回目が20万6999人、2回目が8万2756人となっている。

県内で医療従事者の接種が完了し、市町村による高齢者接種が進んでいる現状を説明した上で、達増拓也知事は「希望する県民全員に対する11月末までの接種完了を目指し、県が実施する集団接種の継続や拡充、医療機関による個別接種の促進などに取り組むため、今定例会中の補正予算追加提案に向け準備を進めている」と明らかにした。

このほか、企業などが自ら会場を設けて行う職域接種の県内状況について、野原勝保健福祉部長は「25日までに26の企業団体などから申請があり、予定人数は約4万8000人に上る。このうち、四つの企業団体は国からの承認を受けている」と説明した。

岩手日日 R3．6．29 2面

果実表面のサビと奇形、4月の霜被害によるもの。
品種は本県主力品種ジョナゴールド（令和3年9月下旬撮影、北上市内）

んは異口同音に、いまだかつてない霜被害であることを強調されており、公的支援を求めていることを確認したところであります。

本県の果樹凍霜被害はこれまで、直近では平成13年の18億8、000万円、平成20年の1億1、000万円がありますが、今回の被害額はこれに相当するものと考えております。

かつてない霜の被害と、一部地域においてはひょう被害によって、農家の落胆ははかり知れないものがあり、廃業の危険性も否定できないところであります。被災農家の営農意欲の維持を図るためにも、本年の収穫を幾らかでも確実なものとするための緊急的な対策に加え、次年度に向けて例年以上のきめ細やかな管理が必要との声もあります。

ついては、当初予算に計上している農作物災害復旧対策事業を発動させ、早急に支援を行うとともに、かかり増しとなる経費への支援策なども講ずべきと思いますが、いかがでしょうか。

あわせてお伺いしますが、恒久対策の一環としてスプリンクラーの導入を求める被災農家が一定数ありましたので、期待に応えていただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○佐藤隆浩農林水産部長

凍霜害への対応についてでありますが、県内では、4月中旬から下旬にかけまして最低気温が氷点下となったことによりまして、リンゴや日本梨、おうとうの花が枯死するなどの被害に見舞われたところであり、被害額は6月25日現在、20市町で約3億7、000万円となっております。

今回の霜被害は、複数市町村における農作物の被害額が1億円以上となっており、現在、農作物災害復旧対策事業の発動に向けて、果実の品質低下を最小限に抑えるための薬剤散布のほか、人工受粉に必要な花粉の確保など、次年度の安定した生産に必要な支援策を検討してまいります。

○佐々木順一議員

まさに水源と、さらに水質もやはり密接に関係すると思いますので、その辺も十分配慮の上で、期待に応えていただければと思います。

それで、農林水産部長、ことしの霜被害は単なる単発ではないのです。そもそもことしの冬に雪害がありました。そして今回の霜被害です。加えて、一部地域にもよるのですが、ひょう被害と、まさに三重苦なのです。通年、一つの苦労でもたくさんなのに、三つも苦労をしょっているわけでありますから、まさに異常事態そのものと思います。

三重苦プラス、まだあるのですよ。一つは、コロナ禍で農林水産畜産物の需要が低下しております。加えて米価が毎年下落している。だから、それまで加えると、三重苦プラス二つの苦労ですから五重苦なのです。

県議会 一般質問と答弁要旨

28日行われた県議会一般質問の答弁要旨は次の通り。

農業の霜被害支援は

佐々木順一氏（希望いわて）

―農作物の霜被害へ支援をどうするか。

佐藤隆浩農林水産部長

被害額は25日現在、20市町で約3億7千万円。薬剤散布のほか、人工授粉に必要な花粉の確保など来年度の安定した生産に必要な支援策を検討する。

―国際リニアコライダー（ILC）準備研究所の提案書を受けた対応は。

高橋勝重ILC推進局長

実現へ国際的な取り組みが進むものと期待する。超党派国会議員連盟や推進団体などと連携し、政府に準備研究所の設立へ積極的に対応するよう働き掛ける。

岩手日報 R3. 6. 29 4面

それで、関連してお伺いいたします。収入保険制度であります。

今回の調査において、収入保険に加入している果樹農家は、法人、個人を問わず極めて限定的であることが明らかになったところであります。今回の凍霜害のみならず、自然災害、病虫害あるいは鳥獣被害など、農家の経営リスクは多様化しており、確実にふえてきております。

収入保険は農家の有力なセーフティネットでありますが、さまざまな要因により加入に迷う農家が数多く存在しており、これは全国共通の現象になっております。このような

収入保険制度について

これが今の果樹農家の置かれている実態でありますので、ぜひ、ひょう被害についても、災害対策の発動要件を満たすのであれば、これはこれでまた、霜被害とは別に対策を講じていただきたいと思います。もし要件を満たさなくても、さきの五重苦プラスひょう被害もあるわけでありますから、この辺も配慮の上、従来になかったような対策をとっていただくようにお願い申し上げたいと思います。

今の農林水産部長の答弁を聞いて、多分被災農家の皆さんも胸をなでおろしているものと思ってはおりますが、まだまだ不十分でありますので、ぜひ格別の配慮をお願い申し上げたいと思います。

ことから、他の自治体では、一般財源や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保険料などへの助成を行うなど成果を上げてきているところがあり、農林水産省も、ことし2月に都道府県に通知を出し、保険料助成などの検討、実施を求めております。

ついては、本県においても収入保険の加入促進策を取り入れるべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○佐藤隆浩農林水産部長

収入保険制度についてでありますが、収入保険制度は、全ての農作物を対象に、自然災害などによる収量減少や価格の低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償するものであり、収入の著しい変動が農業経営に及ぼす影響を緩和し、その安定に重要な役割を果たしていると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響による農産物の価格低下に加え、県内では、昨年末からの大雪、そして本年4月の霜被害、ひょう被害、こういった自然災害が連続して発生しておりまして、こうしたリスクに広く対応できる収入保険制度へのより一層の加入促進を図るため、本定例会に提案した補正予算案に農業保険加入促進支援事業を盛り込み、制度のわかりやすい解説や実際に補償された事例などを掲載した新聞広告、リーフレットの作成、配布などを行うこととしております。

今後も、県農業共済組合が実施する地域説明会や個別相談等の取り組みと連携いたしまして、農業経営の安定に向け収入保険制度が有効に活用されるよう、制度のより一層の周知と加入促進に取り組んでまいります。

なお、議員から御提案のありました保険料への助成についてでございますが、国が掛け捨て保険料の2分の1、それから積立金の4分の3を負担していることもございますし、既に制度加入している農業者との公平性などといったことを考慮いたしますと、慎重な判断が必要と考えております。

○佐々木順一議員

わかっています。6月定例会に提案されているのは、簡単に言うと広告料ですよ。宣伝費といいますかね。それじゃないのですよね。今の農林水産部長の御答弁は、岩手県の農林水産業の振興をつかさどる部長の答弁とは思えない答弁でありました。歯切れはよかったのですが、中身がね、中身が質問に答えてくれていなかった、こういうことであります。

本当はやりたいのでしょう。どうですか。返事がありませんね。多分こういうたぐいは、原課は、農林水産部サイドとすればやりたいのだけれども、庁内の金庫番であるところがかたいということではないかと思いますが、どうですか農林水産部長。答弁しづらいよね。しづらいのだから、私が金庫番である総務部長に聞きます。財布のひもを緩めていただくようにお願い申し上げたいと思いますが、総務部長の答弁を求めたいと思います。

○白水伸英総務部長

財政的な観点からということでございますので、私から答弁させていただきます。

収入保険制度でございますけれども、先ほど農林水産部長から答弁させていただきましたとおり、自然災害による収量減や市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられない減収が生じた際に、保険金により補償を受けるものであり、その性質上、基本的には農業者が自己の責任と判断において保険料を支出する仕組みであると承知をしております。

このような考え方のもと、今定例会に提案いたしました補正予算案に農業保険加入促進支援事業を盛り込んだところでございます。その上で、今後、自然災害などさまざまなリスクに対し、農業者が持続的に農業経営を続けていけるような方策について、何が最も効果的かという観点から、財政当局といたしましても、引き続き農林水産部と連携しながら検討してまいります。

○佐々木順一議員

得意の研究という言葉じゃなかったからいいですね。検討ですね。

総務部長、果樹は、いわゆる永年作物と言われているわけです。普通の農産物は単年度で、野菜とか米は単年度で収穫するわけであります。野菜とか米は、万が一災害に遭っても、ことしは我慢するけれども、来年はまた期待できるわけであります。ただ、果樹の場合は、そうはいかないのです。ことし、まず災害に遭って、しっかりと園地を管理して、それから剪定とか、果樹も剪定などして1年かけて管理しないと、それは次の年には、また期待できる収穫は困難なわけであります。

ましてや後継者がいないとなれば、そのまま果樹はほったらかしになります。そして、だんだんに、最悪の場合は切り倒さなければならない。もしそうなれば、復活するのに、また一定の日数、年月を要するわけであります。これが、やっぱり普通の野菜とか米と違うところであります。

だから、公平性ということは私もわかるのですが、やはり今お話し申し上げたように、他の農作物と違うのだという、まずここを御認識していただければと思います。

加えて、先般調査したとき、収入保険に入っていない老夫婦の梨農家の方々がおりました。この方の言葉であります。私の言葉ではなくて。こう言っていました。収入保険に入っていないけれども、40年やってきた。年もとったし、今後どうするかいろいろ悩んだけれども、幸いにも息子夫婦がこの事業を継いでくれるので一安心していた矢先に、今度の被害に見舞われたことによって、息子夫婦が本当に気持ちをこのまま維持してくれるのか心配だ、こう言っていたわけであります。

いずれこのような深刻な状況でありますので、ぜひ総務部長におかれましては、研究よりグレードを上げた検討という言葉が出てきましたので、今の質問も踏まえて、念のためにもうちょっとわかりやすい御答弁をもう一回お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白水伸英総務部長

凍霜害の被害の関係でございます。私も冬の、まず雪の被害ということで現地を視察させていただきました。今回の被害につきましては、財政当局といたしましても、まず、時間が許せば、しっかりと現地も見て、確認等もしていきたいと考えております。

その上で、議員から御指摘いただきましたとおり、やはり果樹と米や野菜とは性質が違うという視点、あるいは今回のコロナ禍ということでございますので、そういった特殊要因がさまざまあると思います。そういった点をしっかり踏まえまして、また、最後に御指摘いただきましたように、世代を越えた事業継続という視点もあるかと思います。そういった点も含めまして、財政当局としてもしっかり、まずは現状を踏まえた上で、どういった対応が可能なのかどうかということにつきまして、農林水産部と連携してしっかりと検討してまいりたいと考えております。

公文書管理制度について

次に、前回に引き続きまして公文書管理制度についてお伺いします。

前回の一般質問で、県の公文書管理は、規則ではなく条例で行うべきではないかと指摘させていただきました。あれから丸1年がたちますが、どのように取り組みをされているのか、現状をお伺いいたします。

○達増拓也知事

公文書管理に係る条例についてでありますが、公文書は、行政の活動や歴史的事実の正確な記録として、民主主義の根幹を支える基本的財産であり、また、歴史から教訓を学び、国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な共有財産であると認識しております。

本県ではこれまで、行政文書管理規則等に基づき、文書の作成、保存、管理を適切に行ってきておりますが、昨年度に引き続き今年度においては、国や他の自治体の文書管理制度も参考としながら、新たな文書管理制度について検討しており、今後導入を予定している電子決裁・文書管理システムの稼働状況を踏まえつつ、令和4年6月県議会定例会への提案を目指し、公文書の管理に関する条例案の策定を進めております。

○佐々木順一議員

ありがとうございます。たしか1年前、部長は、研究しますという答弁をしたところであります。一般的に、やりますというか、次は検討しますなのです。これ以下は研究、勉強、それから困難、不可能とか、答弁テクニックとすれば、研究というのは余り早急にやる意思がないという理解を私はしたところでありますが、今の知事の答弁を聞いて、改めてその認識を変えたいと思っております。これから、研究というのは、もうやることを前提に答弁するということが、これで確認できたと思っております。

県、公文書管理条例化へ

来年6月提案 適切な運用図る

県議会

県議会6月定例会は28日、本会議を再開し、佐々木順一（希望いわて）、千葉伝（自民党）、名須川晋（希望いわて）の3氏が一般質問した。県は現在、内部規則としている公文書の保管や廃棄などの管理体制を強化するため、2022年に条例化を目指すとの方針を示した。

公文書管理の条例化は佐々木氏が取り上げた。県は行政文書管理規則などに基づき、公文書の作成や保存をしてきたが、現行は少なからず職員に裁量がある。条例で公的なルールを定めることで、適切な管理を徹底する狙いがある。

県は策定に向け▽導入予定の電子決裁・文書管理システムの運用を踏まえた共通ルールの規定▽歴史的に重要な文書の保存や利用▽第三者機関を設け管理、保存、廃棄を適正に実施―の3項目を軸に検討を進める方針だ。

文書管理を巡っては、森友学園への国有地売却に関する公文書を財務省が改ざんするなど在り方が問われている。大槌町は震災検証のため町職員に聞き取った資料を廃棄した問題を受け、19年に条例化した。

県は22年の県議会6月定例会への提案を目指す。達増知事は「民主主義の根幹を支える基本的財産だ。国や他の自治体の制度も参考にしながら検討する」と述べた。

同日は午後5時44分散会。29日は佐々木茂光（自民党）、千葉秀幸（希望いわて）、山下正勝（自民党）の3氏が一般質問する。

岩手日報 R3.6.29 4面

公文書管理制度の制度設計について

それでは、条例化に向けて動き出したわけでありますが、中身が問題なのです。公文書は民主主義の基本的なインフラであります。一方において、デジタル庁が首相直轄で強い権限を持つため、運用によっては、国民の個人情報が集積されれば、監視や漏えいにつながるおそれがあることは再三指摘されております。

県行政に問題が生じたときに検証できる仕組みは必要であり、公文書の保存、破棄の判断に迫られたとき、第三者がそれを判断するシステムの導入も求められております。もちろん先ほど御指摘のあったデジタル化時代に対応した記録の保存、管理、公開を念頭に置いた制度設計も必要であります。

個人をめぐるさまざまなデータを政府、行政機関が利用できる分、個人も同じくらい利用できるようなシステムにすることが、デジタル化の本質であると私は思います。政府あるいは行政機関と個人が対等にモニタリングできるようなシステムが作用することによって、民主主義は確実にバージョンアップすると思いますが、どのような考え方に立って制度設計を行うのか、お伺いいたします。

○白水伸英総務部長

県における公文書の管理に関する条例の制度設計についてであります。

条例案の策定に当たりまして、次の三つの事項が重要であると考えております。一つ目は、統一的な行政文書管理の推進でございまして、今後導入を予定しております電子決裁・文書管理システムを踏まえた文書管理に関する共通ルールを規定すること、二つ目は、歴史的に重要な文書の保存及び利用に係る体制を整備すること、そして三つ目は、第三者機関の設置による文書の管理、保存、廃棄を適正に実施する体制を整備することでございます。

これらの事項につきまして、引き続き詳細を検討し、先ほど知事から答弁いたしましたとおり、令和4年6月県議会定例会への提案を目指し、公文書の管理に関する条例案の策定を進めてまいります。

○佐々木順一議員

律令制度以来、我が国の官僚制度に一貫して流れている得体の知れない思想があります。簡単に言うと、よらしむべし、知らしむべからずです。この空気が今でも続いているわけでありまして―岩手県ではないですよ。赤木ファイルが象徴であるわけでありますが、国政レベルでは、ますますこの傾向が強まってきております。

ぜひ、本県公文書管理条例が、このしみついた悪弊を断ち切るようなものにしていただきたいと思います。そして、国の模範となるように、そしてまた時代の変化にも耐え得るような、民主主義の発展に大きく貢献するような先進的な条例の中身としていただきたいということを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次は、東京電力福島第一原子力発電所のＡＬＰＳ処理水についてお伺いしてまいります。

（以下　省略）

凍霜被害調査を踏まえ議会で対策を求めました。
9月定例県議会に予算措置されました。

佐々木順一

今年1月に雪害による被害調査を行いましたが、4月には霜による農作物被害が発生、これに追い打ちをかけるかのように6月にはヒョウ被害に見舞われたことから、6月23日、立憲民主党県連は県議会第一会派「希望いわて」と合同で三班に分かれ県北、県央、県南の三つのエリアで被害の実態調査を行いました。

県南担当は木戸口英司参議院議員をはじめ花巻、北上、奥州、一関選挙区選出の県議会議員。花巻市東和町、北上市口内、奥州市江刺区等ではリンゴ農家を、一関市花泉町ではナシ農家を訪れ被害を被った果樹園を視察するとともに、被災農家の皆さんから切実な声を聞き取りました。

6月28日の六月定例県議会一般質問で早速、霜・ヒョウ被害対策について取り上げ、県当局に「農作物災害復旧対策事業」の発動などを求めました。その結果、霜・ヒョウ対策費として、県の九月定例県議会補正予算に追加防除の薬剤購入費補助、品質低下防止のための資材（カルシウム剤）購入費補助、人工授粉用の花粉購入費補助の予算が計上されました。これらの経費は、県、市町村、生産者がそれぞれ三分の一ずつ負担する仕組みになっております。

佐々木順一

IWATE PREFECTUAL ASSEMBLY MEMBER
岩手県議会議員
佐々木 順一
（さ さ き じゅんいち）
佐々木順一
がんばってます！
「約束は守る」それが政治だ！
活動内容を、
佐々木順一日記に
書いております。
アクセスして
みて下さい。
HOME | 私のマニフェスト | 県議会における主な発言 | プロフィール | 事務所 | メール
http://www.sasaki-junichi.jp/